

「不当な差別的取扱い」

【その他の分野】

具体例

(1) 障がい者(側)からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

健康診断を受けたとき、障がいのある人(立位の保てない人)は一般的な体重計では測定できないので自己申告でいいと言われました。

そのため、健診センターに測定できる方法を考えてほしいとお願いしましたが、車いす用の体重計を買う予定はないと言われました。

これは、合理的配慮の提供の不提供ではないでしょうか。

(2) 経過および結果

健診センターに事実確認をし、県条例の説明を行いました。

健診センターからは、予算や設置スペース・使用頻度が少ないことを理由に車いす用の体重計を購入できないと言われましたが、相談者と共に対応策を提案した結果、健診を最終の時間帯に設定し、看護師が対応してゆったりと健診を受けることができるなど対応策を提案いただきました。また、車いす用の体重計の購入についても健診センターにおける検討課題として取り上げていただくことになりました。

【相談を受けた機関: 県障がい福祉課】

「合理的配慮の提供」

【福祉サービス分野】

具体例

(1) 障がい者(側)からの申し出 【障がいの種別 精神障がい】

数年通っている就労支援B型の所長の対応に困っています。私の障がい特性を理解してもらえず、どんなに頑張っても評価されません。相談できる人もいないので、事業所を変わりたいと思っています。

(2) 経過および結果

相談者に事業所の対応を確認したうえで、どのように施設側に伝えるかを相談した結果、相談者の名前を伏せて事業所に対応について確認することにしました。

施設側から「利用者にとって、きつい言い方になってしまったかもしれない。今後は気を付けるようにします。」と回答いただきました。

相談者に伝えましたが、事業所を変わりたいという気持ちは変わらなかったため、関係機関に確認した『事業所を変わる際の手順』を相談者に説明し、ご自身で手続きを進めていただくことになりました。

事業所利用開始当初から数回ご相談をいただいていたのですが、今回はご自身の決断・行動に結び付けました。

今後も何かあれば相談していただくようお願いしました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

【教育分野】

具体例

(1) 障がい者(側)からの申し出 【障がいの種別 その他】

来春、小学校に入学予定です。障がいのため、排便した際の拭き取り及び薬の塗付や着替えなど大人の介助が必要です。

将来的には自分でできるようにしたいので、洗浄機付き便器があるとありがたいです。

また、別の障がいもあり、成長に伴って背中神経が伸びて巻いてしまう可能性があります。兆候が現れるのでその見守りと、喘息発作が起きたときの緊急対応、救急車到着までの吸入が必要です。吸入器を学校へ置かせていただくこと、子どもでは吸入器が操作できないので大人に操作していただくことなど小学校にお願いできないでしょうか。

(2) 経過および結果

排泄等について、支援を受けながら無理のない範囲で自立を目指すために支援員を配置することとしました。また、使用するトイレ(就学先の小学校には洗浄機付き便器がある)着替える場所等については、可能な範囲で本人が使いやすい環境に整えていくことを学校、保護者で確認しました。

【相談を受けた機関:市町教育委員会】

具体例

(1) 障がい者 (側) からの申し出 【障がいの種別 発達障がい】

中学生の子どもは英語が苦手です。アルファベットが覚えられず、何回も再テストになるので学校に行きたくないと言っています。今後小学校の漢字テストのような配慮をお願いしたいのですが、その場合、減点されないか心配です。

(2) 経過および結果

教育委員会が相談を受け、配慮を行うよう中学校に指示したところ、中学校は、次の試験から文字回答での配慮を行いました。

LD の生徒の県立高校入学者選抜における合理的配慮について県教育委員会に助言を求め、

問題の読み上げ

回答方法の配慮(文字回答への配慮 or 口頭回答の代筆 or パソコン回答)

のための試験時間延長

という合理的配慮を中学校において行うことを検討することとしました。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例

(1) 障がい者 (側) からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

子どもの学校に筆記試験の時間延長等の配慮を求めています。話し合いが進みません。学校の対応は、合理的配慮の不提供にあたるのではないのでしょうか。

(2) 経過および結果

学校が当該生徒から試験に対する要望を聴き取りました。そのうえで、主治医、保護者、教員、窓口担当者との話し合いの機会を持ち、

文字フォントの工夫

横書き及び改行個所の工夫

文字量の多い教科についての試験時間の延長

という合理的配慮の提供を進めていくこととしました。

引き続き、学校から相談者と生徒に必要な配慮等を聴き取り、協議しながら適切な配慮を検討していきます。

【相談を受けた機関：県教育委員会】

具体例 合理的配慮とともに環境の整備の意味も大きいもの

(1) 障がい者 (側) からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

小学校に通う子どもが、脳腫瘍のため半身麻痺が生じ、車いすで移動するなど、生活全般において支援が必要となりました。トイレでも介助が必要です。負担軽減のため温水洗浄便座を設置していただくことはできないでしょうか。

(2) 経過および結果

車いすで移動する当該児童のため、在籍学級を、1 階のバリアフリートイレが近い教室にし、そのトイレに温水洗浄便座を取り付けました。また、学校生活を安全に送るために支援員を配置しました。

1 学期後半は 1 日に 2 時間程度出席できる時間が増えました。配慮により以前よりも過ごしやすい環境になったと思います。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

【公共的機関の分野】

具体例

(1) 障がい者(側)からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

図書館では、電気を使用する機器・器具の持ち込み利用は、施設の目的や安全上の理由から、施設の電源を使用しない形でのみ認められますが、電動車いすのバッテリーが切れてしまい家に帰れなくなってしまいました。どうすればいいでしょうか。

(2) 経過および結果

障がい福祉課に相談したところ、やむを得ない事情があれば、施設での充電を認める対応が必要である、障がい福祉課でも対応した事例がある、充電の際は他の利用者へ誤解が生じないよう配慮するようにとの回答がありました。

そのため、やむを得ない事情であることを相談者に確認し、事務室内で一時的な充電を行い、相談者は無事に帰宅することができました。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】